

社会福祉法人 春献美会  
役員等報酬規程・費用弁済規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人春献美会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、理事、監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員のうち外部委員、第三者委員をいう。
- (3) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条及び第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員会とは、定款第6条第2項に規定する委員のうち外部委員をいう。
- (6) 第三者委員とは苦情解決事務処理規定第4条に規定する委員をいう。
- (7) 報酬等とは、社会福祉法第45条で定める報酬・賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
- (8) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等の報酬は無報酬とする。

2 前項の規定に関わらず、職員を兼務する常勤役員である役員については、職員給与規程に基づく給与、賞与、退職金を支給することができる。

(報酬等の額等)

第4条 職員を兼務する常勤役員である役員の給与、賞与の月額は、職員給与規定に基づき定めるものとする。

2 前項に定める報酬の支給日は、職員給与規程が規定する給料の支給日によるものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払いを行う。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 職員を兼務する常勤役員である役員には、職員給与規程に基づく手当を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、平成28年11月11日改定の厚生労働省社会援護局福祉基盤課より発出された「社会福祉法改革に向けた留意事項について」第6章(5)に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より実施する。